令和8年度個人住民税の主な税制改正

税制改正により、令和7年1月1日から12月31日までの収入を基にした令和8年度の個人住民税が次の通り適用されます。

給与所得控除の見直し

令和7年中の給与収入に対し適用される給与所得控除で、給与収入金額が190万円以下の人の最低保障額が最大10万円引き上げられます。**(表1)**

なお、給与収入が190万円を超える場合の給与所得控除額に変更はありません。

各種扶養控除などの所得要件額の引き上げ

各種扶養控除などの適用を受ける場合の所得要件が10万円引き上げられます。**(表2)**

家内労働者等の特例の見直し

家内労働者などの必要経費に算入できる金額が最大55万円から65万円に引き上げとなります。

特定親族特別控除の新設

令和7年12月31日時点で19歳～22歳で合計所得金額が58万1円～123万円の親族がいる場合、親族の所得に応じて段階的に所得控除が適用となる特定親族特別控除が新設されました。**(表3)**

住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置の延長

子育て世帯などが認定住宅などの新築をして令和6年中に入居した場合、住宅ローン控除の借入限度額を上乗せする措置が講じられましたが、この措置が令和7年中に入居した場合にも延長されます。**(表4)**

●**対象**

□年齢が40歳未満で配偶者がいる人

□年齢が40歳以上で年齢が40歳未満の配偶者がいる人

□年齢が19歳未満の扶養親族がいる人

問 **総務部税務課** ☎(22)1121

表1　給与所得控除の見直し

給与収入額	給与所得控除の額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5,001円～180万円	給与収入額×40%－10万円	
180万1円～190万円	給与収入額×30%＋8万円	

表2　各種扶養控除などの所得要件額の引き上げ

所得要件	改正前※	改正後※
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額（配偶者控除、扶養控除など）	48万円（103万円）	58万円（123万円）
ひとり親と生計が同じ子の総所得金額等（ひとり親控除）		
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等		
勤労学生控除が適用される合計所得金額	75万円（130万円）	85万円（150万円）
家内労働者の特例が適用される必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

※カッコ内は収入が給与のみの場合の収入金額です。

表3　特定親族特別控除の新設

特定親族の合計所得金額※	控除金額
58万1円～95万円（123万1円～160万円）	45万円
95万1円～100万円（160万1円～165万円）	41万円
100万1円～105万円（165万1円～170万円）	31万円
105万1円～110万円（170万1円～175万円）	21万円
110万1円～115万円（175万1円～180万円）	11万円
115万1円～120万円（180万1円～185万円）	6万円
120万1円～123万円（185万1円～188万円）	3万円

※カッコ内は収入が給与のみの場合の収入金額です。

表4　住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置延長

住宅の区分	借入限度額
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	5,000万円
ＺＥＨ水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

令和7年分確定申告はスマートフォン申告を

確定申告の受け付けは、2月16日(月)から始まりますが、納め過ぎた税金の還付は、1月から申告することができます。

自宅からスマートフォンなどで申告ができるe-Taxが便利です。

ぜひ、利用してください。

●**電子申告に必要なもの**

□マイナンバーカード

□スマートフォン(マイナンバーカード読み取り対応)

□マイナンバーカードに設定した次のパスワード

①署名用電子証明書のパスワード(英数6～16文字)

②利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)

●**確定申告書の作成方法**

国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」で、画面の案内に従って入力することで、確定申告書や決算書などを作成できます。

国税庁ウェブサイト 確定申告書等作成コーナー

●**書面による確定申告書の提出**

書面で確定申告書を提出する場合は、次の送付先へ郵送してください。

郵送先

〒980-8406 仙台市青葉区上杉一丁目1番1号　仙台北税務署内 仙台国税局業務センター

問 **総務部税務課** ☎(22)1121

築館税務署 ☎(22)2261

国税相談専用ダイヤル ☎0570-005901

償却資産(固定資産税)の申告は2月2日まで

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を申告してください。

償却資産とは

製造業や販売業、サービス業など、事業のために使用している機械や器具、備品など

※例として、机、陳列ケース、製造・加工用機械、乾燥機、舗装・外構工事などが該当します。

●**対象**　農業などの自営業者、工場や事業所、アパート経営など事業を行っている人の償却資産で、耐用年数が1年以上かつ、1品あたりの取得価額が原則10万円以上のものが対象です。

トラクターなど、自動車税・軽自動車税の課税対象になるものは、償却資産の対象ではありません。

また、昨年中、新規に事業を始めた人は、問い合わせください。

●**申告方法**　申告書に必要事項を記入の上、税務課または、各総合支所市民サービス課に提出してください。

問 **総務部税務課** ☎(22)1121

所得申告用要介護・要支援認定者のおむつ使用確認書の交付

所得申告の際に、要介護・要支援認定者のおむつ代を医療費控除として申告する場合は、次の書類が必要です。

なお、所得金額や領収書の合計金額により、控除が受けられない場合があります。

●**医療費控除の申告に必要な書類**

□支出したおむつ代の領収書

□おむつ使用確認書※

※介護保険法に基づく要介護・要支援認定の主治医意見書で、寝たきり状態であり、尿失禁の可能性があることが確認できる場合に交付します。各総合支所市民サービス課で申請してください。

※初めて控除を受ける人については、一定の要件を満たすことでおむつ使用確認書を交付します。

※おむつ使用確認書の交付に該当しない場合や、要介護・要支援認定を受けていない場合は、医師が発行するおむつ使用証明書が必要です。

※詳しい要件などは、問い合わせください。

問 **市民生活部介護福祉課** ☎(22)1350

各総合支所市民サービス課

所得申告用障害者控除対象者認定の手続き

65歳以上で要介護・要支援認定を受けている人や、寝たきり状態の人は、障害者手帳などの交付を受けていなくても、障害者控除対象者認定を受けることで、所得申告で障害者控除の対象になります。

●**認定基準**　令和7年12月31日(令和7年中に死亡した人は死亡日)を基準日とし、次のとおり認定します。

□要介護・要支援認定を受けている人は、認定の基になった調査結果で認定

□要介護・要支援認定を受けていない人で、6カ月以上寝たきり状態の人は、民生委員の調査書で認定

※過去に障害者控除対象者認定に該当した場合でも、必ず該当するとは限りません。

●**申請方法**

□市役所(各総合支所など)の申告相談会場で申告を行う場合は申請不要です。

□税務署および他の市区町村で申告を行う場合は、1月16日(金)まで、各総合支所市民サービス課で申請してください。

※1月16日以降も申請を受け付けますが、所得申告を行う1週間前までに申請してください。

●**申請に必要なもの**

□障害者控除対象者認定申請書

□介護保険被保険者証の写し(令和7年中に死亡した人は不要)

●**申し込み**　申請書は、各総合支所市民サービス課で配布します。申請書に必要事項を記入の上、各総合支所市民サービス課に提出してください。

●**結果の通知**　申請結果は、2月上旬に通知します。

問 **市民生活部介護福祉課** ☎(22)1350

各総合支所市民サービス課